

阿智村エネルギー価格高騰対策補助金(概要)

目的	エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい状況にある村内事業者等を支援する。
支給対象者	下記の全てを満たす者 (1) 阿智村に住所を有し事業を展開する法人及び、阿智村内に住所を有する個人事業者 (2) 申請時に村税等村への納付金を滞納していない者 (3) 補助金の交付後も事業活動を継続する意思がある者 ※対象外事業者 宗教、政治団体、任意団体、暴力団関係者、風営法第 2 条第 5 項に規定する事業者、国、地方公共団体
対象となる事業所	(1) 村内に本社または活動拠点がある法人：全ての事業所 (2) 村内に本社または活動拠点が無い法人：村内に有する事業所 (3) 阿智村内に住所を有する個人事業者：全ての事業所
対象となるエネルギー	令和7年6月から令和8年5月のうち連続する3ヶ月に事業用で購入したガソリン、軽油、重油、灯油、ガス、電気 (事業用として使用するものに限る) (他の補助金の対象となったものは除く)
財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
支給額	対象の3ヶ月間にエネルギー代金として5万円以上支払いがあった場合、 総額の15%以内 を支給(千円未満切捨て) 限度額：法人 50万円 施設園芸農家 40万円 個人 20万円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> • 申請は各者1回限り。 • 提出書類：村ホームページの様式4を参照 ※エネルギー代金として支払ったことがわかる領収書や通帳のコピー、ネットでの取引の場合は支払い後の履歴がわかる物を必ず添付すること
受付期間	令和8年6月1日から令和8年8月31日まで
申請窓口	阿智村役場 商工観光課 商工係・建設農林課 農政係(0265-43-2220)
お問い合わせ	阿智村商工会(0265-43-2241) 阿智村役場 商工観光課・建設農林課(0265-43-2220)

※詳しくは阿智村エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱をご覧ください。

※申請様式等は阿智村ホームページをご覧ください。

※燃料費高騰による経済的負担の軽減を図るため、「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し村内の事業所を支援いたします。